

いじめ発生時の市町村立学校と教育委員会の対応

いじめ事案発生

市町村立学校

- 事案発生後、いじめの事実の有無の確認、解消へ向けて対応及び設置者（市町村教育委員会）に報告
(いじめ防止対策推進法第23条2項)
 - ※報告は電話及び文書（市町村教育委員会指定の認知報告書または事故報告書作成）
- 重大事態の場合は、調査を実施し、設置者（市町村教育委員会）を通じて、地方公共団体の長へ報告
(いじめ防止対策推進法第28条1項、30条1項)

報告

支援・措置

市町村教育委員会

- 報告を受け、必要に応じて学校に必要な支援、措置、調査を行う
(いじめ防止対策推進法第24条)
 - ※学校からの事故報告書受理
- 県への報告の必要性を判断し、必要な事案は事故報告書により報告（参考送付）
(昭和52年4月20日通知 教保第339号)
- 解決困難な事案に関しては、県教育委員会に支援を要請
(新潟県いじめ防止基本方針 第5 3 (3))
- 重大事態の場合は、必要な調査、または、指導、支援、対処、措置を行う。
(いじめ防止対策推進法第28条1項、3項、第30条5項)
- 重大事態の場合は、市町村教育委員会の長に報告

※報告
支援要請

※事故報告書の送付は、市町村教育委員会の判断による

※指導・助言又は援助又は援助（いじめ防対法第三十三条）

※要請に基づく支援（県基本方針第5 3）

※指導・助言又は援助（いじめ防止対策推進法第三十三条）

県教育委員会

教育事務所

- 市町村教育委員会からの事故報告書の受理
- 市町村教育委員会からの報告を受け、県教育委員会へ報告

※報告
支援要請

生徒指導課

- 教育事務所からの事故報告書を受理
(昭和52年4月20日通知による)
- 市町村からの要請を受け、臨床心理士を含む支援チームを派遣
(新潟県いじめ防止基本方針 第5 3 (3))
- ※訪問後、「総合支援チーム訪問報告書」（復命書）作成

文 部 科 学 省

